各都道府県介護保険担当課（室）
各保険者介護保険担当課（室）
各 介 護 保 険 関 係 団 体　御 中

← 厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「介護マーク」の普及について

計７枚（本紙を除く）

Vol.２５１

平成２３年１２月１３日

厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室

貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。

連絡先　TEL：03-5253-1111（認知症対策係・内線 3871）
FAX：03-3595-3670

事　務　連　絡
平成 23 年 12 月 13 日

各　都道府県　民生主管担当部（局）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

「介護マーク」の普及について

日頃より、高齢者福祉行政に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

介護する方が周囲から偏見や誤解を受けることがないよう、静岡県において「介護マーク」を策定し、周知するとともに、平成 23 年４月から県内で配布する取組が行われています。

このたび静岡県より、この取組の全国的な普及を図ってほしいとの要望書の提出を受けました。これを受けて、厚生労働大臣政務官より「介護マーク」について周知を図っていきたいと、別添のとおり発言があったところです。

つきましては、下記のとおり、「介護マーク」等の資料を送付いたしますので、各都道府県におかれましても、障害保健福祉担当部局とも連携のうえ、管内市町村へ情報提供するなど、周知にご協力くださいますようお願いいたします。

また、本件については社会・援護局障害保健福祉部とも協議済みであることを申し添えます。

記

１．「介護マーク」の周知・配布について

「介護マーク」の電子データ等を添付いたしますので、「介護マーク」の趣旨について、各自治体においても広く周知していただきますようお願いいたします。

なお、「介護マーク」の活用について、静岡県での取組を添付（２．の③、④）いたしますので、各自治体の実情に応じて参考にしてください。

２．送付する資料（圧縮ファイル）の内容

①　「介護マーク」本体のデータ

※　「介護マーク」を活用する際のデータとしてご利用ください。
静岡県ではこのマークを「縦69㎜×横97㎜」の紙へ印刷し、首からかけられるようケースに入れています。

②　「介護マーク」チラシ及びポスターのデータ

※　チラシ・ポスターの参考データとしてご活用ください。

③　静岡県での取組状況

④　静岡県が使用している普及チラシ及びポスターのデータ

３．「介護マーク」等のデザインについて

「介護マーク」の著作権は静岡県にあります。デザインの改変等は行わないでください。なお、当データを利用することで使用料等は発生しません。

４．静岡県の取組に関する詳細について

詳細については、静岡県へお問い合わせください。

○　健康福祉部長寿政策課介護予防班　電話：054-221-2442

（本件連絡先）
厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室
電話：03-5253-1111（内線3871）
ＦＡＸ：03-3595-3670

（別添）

静岡県から「介護マーク」の全国普及に係る要望書提出の際の藤田大臣政務官の発言概要

【平成23年12月13日（火）】

厚生労働省では、本年６月に介護保険法等の一部を改正し、医療、介護、予防、住まいなどのサービスが連携した地域包括ケアシステム構築の取り組みを更に推進することとしております。

この静岡県の「介護マーク」の取り組みも地域で高齢者を支えていく先進的な好事例のひとつであると思います。

厚生労働省としても、「介護マーク」の普及について、各都道府県・市区町村に周知し、各自治体を通じて、全国へ「介護マーク」や「介護マーク」をＰＲするポスター等を配布し、周知を図っていきたいと考えています。

（圧縮ファイル　２．の①）

このマークを見かけたら、温かく見守ってください。

介護マーク

認知症の方の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいため、誤解や偏見を持たれることがあります。
介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくために、「介護マーク」を作成しました。

静岡県における「介護マーク」の取組について

静岡県では、介護する方が、周囲から偏見や誤解を受けることがないよう、介護マークを作成し、平成23年4月から配布を開始した。現在、**マークの配布**と**県内外への普及啓発**を、同時進行で進めている。

配　布

●県は、各市町にマークを送付し、市町と地域包括支援センターの窓口で必要な方に配布
(23.10月末現在で7,139個配布済)
●市町は、庁舎内でのポスター掲示とチラシ配架、広報紙への掲載、介護認定通知書送付時にチラシを同封などにより普及啓発を図るとともに、ケアマネジャー、民生委員等と連携し、周知、利用促進を図る。

普及・啓発

●県は、介護マークのポスター・チラシの掲示や社員への研修等、可能な範囲内で協力していただける、スーパーや金融機関等の事業所を、「介護マーク普及協力事業所」に指定し、官民一体で普及に取り組む。**(23.11月末現在で122事業所)**
●県は、緊急雇用創出事業を活用して、県内の企業等を周り、介護マークのPRを行う人材を雇用し、「ふじのくに企業介護マーク等理解促進事業」を実施　⇒　事業委託

静岡県

送付

送付

指定
ポスター・チラシ送付

委託

地域包括支援センター

市町

介護事業所等
（多数必要な場合）

人材を雇用し企業等を訪問して介護マークをPR

介護マーク普及
協力事業所 等

主な業種
・スーパー
・コンビニ
・金融機関
・鉄道
・郵便局
・東名SA
・生命保険
・警備会社
など

窓口配布

窓口配布

PR

社員研修
ポスター
等掲示

認知症高齢者や障害者等を介護する人への支援

一般県民

周囲の一般県民の意識啓発・理解促進

（圧縮ファイル　2．の③）

介護をする人にやさしい社会へ

介護マークをご活用ください！

外出先でこのマークを見かけたら

温かく見守ってください

認知症の方の介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいため、誤解や偏見を持たれて困っているとの声が、介護家族から多く寄せられました。

こうした要望に応え、静岡県では、介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくために、全国で初めて「介護マーク」を作成しました。

配布場所

市役所・区役所や町役場、またはお近くの地域包括支援センター等で配布しています。

こんなときに

- 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき

障害のある方を介護する方も「介護マーク」をご活用ください。

生きがいと健康づくり
イメージキャラクター
「ちゃっぴー」

いのち輝き、笑顔あふれる社会を。

静岡県健康福祉部 長寿政策課 介護予防班　電話 054-221-2442